

令和8年度土浦市結婚新生活支援事業補助金のご案内

○対象となる方

ホームページはこちら

対象となる世帯は、次の全ての条件を満たす世帯です。

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、申請時点で補助対象の住宅の所在地（土浦市内に限る）に住所を有していること

夫婦の所得の合計額が500万円未満であること

※所得が500万円以上で、貸与型奨学金を返済していた方は以下の方法で所得を算出します。

計算式：（夫婦の所得の合計額）－（R7.1からR7.12までの奨学金返済総額）※7月以降の申請の場合

婚姻届提出時点で夫婦いずれも満39歳以下であること

市税及び国民健康保険税の滞納がないこと

夫婦の一方又は双方が、過去に国の「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」に基づく補助を受けていないこと

夫婦の双方が次に掲げる講座等のいずれかをこの補助金の交付決定年度内に受けていること

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 ライフデザイン支援講座の受講 | 2 プレコンセプションケアに関する講座の受講 |
| 3 医療機関等への妊娠・出産に関する相談 | 4 共家事・子育て講座の受講 |

（詳細はホームページをご覧ください。受講方法によっては、理解度チェックを受ける必要があります。）



○対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、結婚に伴い支払った以下の経費

- ・市内で新たに住宅を賃借する際に要した 敷金、礼金、仲介手数料
- ・市内の住宅に引越しをする際に、引越業者又は運送業者に支払った引越費用

○補助額

- ・夫婦ともに婚姻届提出日時点での年齢が29歳以下の世帯 → □上限60万円
- ・上記以外の世帯 → □上限30万円
（千円未満は切り捨てとなります）

○申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

オンライン申請フォーム

○提出書類（窓口またはオンラインでご申請いただけます）

申請書（こども政策課窓口又はホームページから取得できます。
オンライン申請の場合は不要です）

婚姻届受理証明書又は戸籍謄本（全部事項証明書）

夫婦の所得証明書 ※申請時期によって必要な証明書の年度が異なります。

令和8年6月30日までに申請 → □令和7年度の所得証明書

令和8年7月1日以降に申請 → □令和8年度の所得証明書

夫婦の所得の合計額が500万円以上で、奨学金を返済した方：奨学金の返済金額が分かる書類

賃貸初期費用の補助を申請する方：住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し

引越費用の補助を申請する方：引越費用に係る領収書及び明細が分かる書類の写し



【お問い合わせ・申請先】

土浦市こども政策課 こども企画係 ☎029-826-1111（内線）2280